

ながの結婚支援ネットワーク事業実施要綱

1 目的

この事業は、長野県内において結婚支援事業を行う市町村、社会福祉協議会、J A、商工団体、労働団体等の各団体のネットワークにより、広域的に出会いの機会をつくるなど、地域・職域を越えた結婚支援を推進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) ながの結婚支援ネットワーク

本事業を通じて広域的な結婚支援を推進するため、市町村、社会福祉協議会、J A、商工団体、労働団体等の各団体により構成するネットワークをいう。

(2) ながの結婚マッチングシステム

ながの結婚支援ネットワークを構成する団体間において、結婚希望者をデータベース化し、条件検索、引き合わせを行うために設置・運用するシステムをいう。

(3) 参加団体

ながの結婚支援ネットワークに参加する団体をいう。

(4) 団体登録

結婚を希望する独身者が、参加団体の定める手続により、参加団体への利用登録を行うことをいう。

(5) 団体登録者

団体登録により、参加団体に所属する個人をいう。

(6) 相談担当者

参加団体において団体登録者の結婚相談を行う者をいう。

3 事業内容

本事業の内容は次のとおりとする。

(1) ながの結婚マッチングシステムの構築・管理・運営

(2) ながの結婚マッチングシステムを利用した引き合わせ（お見合い）

(3) 参加団体によるイベント等の共同開催、結婚支援事業の一元的情報発信等

(4) 参加団体の相談担当者等に対する研修、参加団体間の情報交換及び諸課題の調査研究

4 事務局の設置

本事業を実施するため、長野県将来世代応援県民会議（以下「県民会議」という。）に事務局を設置する。

5 ながの結婚支援ネットワークへの参加資格

ながの結婚支援ネットワークへの参加資格は、非営利目的で結婚支援事業を実施しており、かつ原則として長野県内に所在している団体とする。

6 ながの結婚支援ネットワークへの参加申込

ながの結婚支援ネットワークに参加を希望する団体は、ながの結婚支援ネットワーク参加申込書（様式1）、同意書（様式2）を事務局に提出するものとする。

事務局は、参加申込書等の内容を審査の上、参加資格を満たしていると認められる場合には、ながの結婚支援ネットワークへの参加を認める。

7 守秘義務

事務局及び参加団体は、個人情報の保護に関する法律及び参加団体が所在する地方公共団体の規定に準じて適正に個人情報を管理し、「ながの結婚支援ネットワーク事業個人情報取扱方針」及び「ながの結婚支援ネットワーク参加団体に係る個人情報取扱指針」により個人情報を取り扱うとともに、プライバシーの保護に最大限配慮しなければならない。

8 参加団体の取り消し

事務局は、参加団体が参加申込時に同意した事項のほか本事業の規定に違反する行為を行っているとして認められる場合には、警告やながの結婚支援ネットワークへの参加登録の取り消しを行うなど、必要な措置を取ることができるものとする。

9 ながの結婚支援ネットワークからの脱退

ながの結婚支援ネットワークからの脱退を希望する団体は、ながの結婚支援ネットワーク脱退届（様式3）を事務局に提出しなければならない。

10 免責事項

本事業を活用することによる交際及び結婚は、団体登録者が当人同士の責任において決定するものであり、県民会議及び参加団体は一切の責任を負うものではない。

本事業の実施に起因して生じた参加団体間・団体登録者間の紛争、または第三者との紛争、事故、被害について、県民会議は一切の責任を負うものではない。

11 損害賠償

参加団体が参加申込時に同意した事項に違反した行為を行った場合、または不正もしくは違法な行為によって県民会議に損害を与えた場合は、県民会議は、当該団体に対して相応の損害賠償の請求を行うことができる。

12 補 則

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。